

海外経済要録

米州諸国

◇米、外貨建中期証書の償還・発行

イタリアの国際収支赤字対策の一環として、このほど同国保有リラ建米國財務省証書200百万ドル相当額の全部が償還された。これらの証書はいずれも1962年中に4回にわたって発行され、その後期限延長が行なわれてきたものである。今回の償還のうち50百万ドル相当額は満期償還(3月9日)、150百万ドル相当額は繰上げ償還(1965年3～9月満期分を4月1日に償還)として行なわれた。

財務省は上記償還と同時に4月1日、200百万ドル相当額のドイツ・マルク建証書を発行して西ドイツからマルクの借入を行なった。これによりマルク建証書の残高は475百万ドル相当額となった。

上記両取引の結果、4月1日における外貨建財務省証書の残高は2月末と同じ730百万ドル相当額となり、実質的にはいわゆるローザ・ポンドのイタリアから西ドイツへの移転が行なわれたかたちとなった。

◇米、IDA追加投資法案の審議進む

IDA(国際開発協会)の資金強化案(1965年から3年間にわたって工業国17か国が合計750百万ドルを拠出することを定めようとするもの、38年10月号要録参照)に基づく米国の追加投資(312百万ドル)に関する法案は、本年1月上院通過後、2月下旬下院本会議で否決され(前月号要録参照)、下院銀行通貨委員会に再付託されていたが、4月7日同委員会は政府提出案どおりこれを可決した。4月中に本会議に上程される模様。

◇米、綿花・小麦法案成立

綿花の二重価格制度の廃止と、小麦生産農家の所得水準の低下防止を目的とした「綿花・小麦法案」はさる4月9日議会を通過し、同11日大統領の署名を得た。その背景ならびに内容次のとおり。

(1) これまで米國産綿花については、国内価格(1ポンド当り32.5セント)と輸出価格(同24セント)の二重価格制度がとられ、輸出業者に対しては政府から1ポンド当り8.5セントの補助金が交付されていた。このため国内綿製品業者は、国際的にもまた、化繊業者に対しても不

利な立場に立たされ、従来からかかる不合理な制度の廃止を要望していた。

1964年および65年産綿花に関する本法案のおもな内容は次のとおりである。

イ、今後、国内価格と輸出価格とを同一にするため、国内綿製品業者にも補助金を交付する。なお、政府の基礎支持価格は、農務長官がこれを定める(法案成立後農務省は施行細目を発表し、1964年新産綿の引渡しが始まる本年8月1日まで、臨時的に国内綿紡績業者に対し、1ポンド当り6.5セントの補助金を交付することとした。また64年産綿については、基礎支持価格が1ポンド当り30セント程度に引き下げられ、輸出業者および国内綿紡績業者には6.5セントの補助金が交付されるものと予想されている)。

ロ、作付面積を政府割当面積の約%に自発的に縮小した綿作農家および割当面積が15エーカー以下の農家に対しては、基礎価格支持のほかにその15%高まで超過価格支持を行なう(基礎支持価格を30セントとすれば、超過支持価格は平均3.5セント程度になるものと予想される)。

以上の諸措置の結果、国内綿花生産高は1963年の15百万梱(1梱約500ポンド)から1964年には13百万梱に減少し、政府保有綿花も本年7月末の9.9百万梱から明年7月末には7.7百万梱に減少するものと予想され、また、綿花関係の政府財政支出はネットで1964財政年度の790百万ドルから1965財政年度には448百万ドルに低下するであろうと期待されている。

(2) 昨年5月、政府の小麦生産管理計画が農民投票によって拒否されたため、1964年以降の小麦生産については、価格支持が撤廃され、なんらかの措置がとられなければ小麦生産農家の所得が大幅に減少する恐れがあった。今回の法案はこのような事態に対処するため、1964年および65年産の小麦について次のような補助金の交付を定めている。

イ、政府の小麦作付面積割当てに同意する農家に対しては1ブッシェル当り1.30ドル(昨年は1.82ドル)の基礎価格支持を行なう。

ロ、上記の農家に対し、新たにその収穫高の約45%(国内市場向け相当)について1ブッシェル当り70セントの譲渡可能証書、他の45%(輸出向け相当)について25セントの譲渡可能証書をそれぞれ交付する(残る10%については補助金を与えない)。

以上の結果、1ブッシェル当り平均支持価格は約1.77ドルになるものとみられている。

◇米国、フロア・トレーディングの規制強化

昨年7月に発表された証券取引委員会(SEC)の証券市場調査報告書第2部(38年8月号要録参照)において、ニューヨーク、アメリカン両株式取引所におけるフロア・トレーディング(業者の場内自己売買)の禁止が勧告されて以来、SECとニューヨーク取引所との間でこの問題について協議が続けられていたが、さる4月8日ニューヨーク取引所は、同取引所におけるフロア・トレーディングの規制強化に関するSEC案に同意し、ここに新たな規制措置が1ヵ月後から実施される運びとなった。

この問題はすでに30年来の課題となっていたもので、今回の協議の過程においても、「フロア・トレーディングが株価に攪乱的な影響を与えており、取引所の自主規制はきわめて不満足である」とのSEC側の主張に対し、取引所側は「これが株価の安定・市場の流動性の強化などに有益な役割を果たしている」とのまったく対立的な立場を固持し、一時は両者の協議が決裂寸前の状態にまで追い込まれた模様である。

今回の新しい規制措置によれば、ニューヨーク取引所に登録されたフロア・トレーダーは次の諸条件を守らなければならないこととされ、投資家保護の強化がはかられている。

- (1) 他の活動に要する資本金とは別に、最低25万ドルの当初資本を必要とし、業務遂行能力に関する適当な検査を受けなければならない。
- (2) 同一取引日に、顧客の注文取引と自己勘定取引の両者を行ってはならない。
- (3) 少なくとも売買高のそれぞれ75%は、相場に対して安定的効果をもつものでなければならない。この場合売買高は1ヵ月単位を基準とする(「買い」についてはその直前の値を下回る指し値を行ない、「売り」についてはこれを上回る指し値を行なう場合、この取引は安定的効果をもつものとする)。
- (4) 特定の場合を除き、自己取引に対し顧客の注文取引を優先させなければならない。
- (5) 取引所はフロア・トレーダーの取引に対する前記安定的取引高の監視などの監査機能をオートメ化することに努力する。

以上の諸規制の結果、現在400名ほどのニューヨーク株式取引所のフロア・トレーダーは20~30名に激減するものと予想される。なおスペシャリスト(場内にて特定株の注文取引と自己取引を行なう業者)および端株取引業者(他のブローカーのため、通常100株以下の取引を自己勘定により行なう)、ならびにニューヨーク取引

所以外の株式取引所は今回の規制対象から除かれている。ただし、アメリカン株式取引所については、近く同様の規制が適用されるものと予想されている。

◇カナダ、1963年の国際収支

1963年のカナダの国際収支は、総合で135百万ドルの黒字とほぼ前年並みであったが、内容的には貿易収支の好転による経常収支赤字の改善と資本流入の減少とが目立った。

まず、同年後半におけるソ連圏などへの小麦輸出の急増を主因に年間輸出が前年比647百万ドル方増加したのに対し輸入の伸びは344百万ドルにとどまり、このため貿易収支の黒字は前年の143百万ドルから63年448百万ドルへと3億ドル方増加した。一方、貿易外収支の赤字は、利子・配当支払の漸増傾向にもかかわらず、観光収支の好調などにさきえられて前年並みにおさまり、結局経常収支戻は前年784百万ドルの赤字から63年482百万ドルの赤字へと大幅な改善を示した。

資本収支面では、長期資本、短期資本ともネット流入額が減少したが、これはそれぞれカナダ向け直接投資の減少およびカナダ居住者の海外銀行預金増加を反映したものである。

なお、総合収支戻黒字135百万ドルの約6割にあたる80百万ドルは62年に引出したIMF借入の返済にあてられたため金外貨準備の年間増加は56百万ドルにとどまった。

カナダの国際収支表

(単位・百万米ドル)

	1962年	1963年
経常収支	- 784	- 482
貿易収支	143	448
輸出	5,887	6,534
輸入	5,743	6,087
貿易外収支	- 928	- 930
うち観光	- 46	12
利子・配当	- 527	- 568
長期資本収支	622	540
短期資本収支	307	77
総合収支	144	135
金外貨準備	497	56
IMFネット・ポジション	- 349	80
その他	- 4	

(資料) Bank of Canada Statistical Summary 1964年4月号

* 原資料はカナダ・ドルを単位としているため、IMF平価(1カナダ・ドル=0.925米ドル)により米ドル単位に換算。

◇キューバがIMFから脱退

キューバは、1945年12月31日以来IMFの原加盟国であったが、さる4月2日IMFから脱退した。キューバは、①1958年12月に25百万ドルを引き出したが、買戻し期限(1963年9月11日)経過後も買戻しにせず、②協定第8条第5項の情報提供義務を怠り、また③8条国であるにもかかわらず、IMFの承認を得ずして為替制限を行なうなどの義務違反を重ねてきた。このため、4月15日のIMF理事会において第15条第2項に基づき、資金利用資格を剥奪されることが予想されていたが、この宣言が発表されるに先立ち自発的に脱退を通告したものである。

今回のキューバの脱退は、ポーランド(1950年)、チェコスロバキア(1954年)に続く第3番目であり、この結果IMF加盟国は102か国に減少した。

なお、キューバはすでに1960年11月世界銀行からは脱退している。

欧州諸国

◇英国の1964年度政府予算

モードリング蔵相は4月14日下院において本年度政府予算(本年4月～明年3月)を発表した。その概要は次のとおり。

- (1) 予算規模は、経常歳入総額(増税折込み)7,455百万ポンド(前年度実績比8.2%増)、歳出総額7,388百万ポンド(同8.4%増)、差引き67百万ポンドの黒字(前年度当初予算赤字90百万ポンド、実績黒字73百万ポンド)となる。
- (2) 資本収支は、支払1,560百万ポンド、受取702百万ポンドで差引き赤字は858百万ポンドと前年度(当初予算597百万ポンド、実績551百万ポンド)をかなり上回ることとなった。これは公営事業貸付局(PWLB)の地方公共団体向け融資(同団体の資本支出に充当)が本年度から大幅に増額(純支出127百万ポンド、昨年度予算、回収超56百万ポンド、実績同30百万ポンド)されることとなったためである。この増額は従来民間短期資金に大幅に依存する傾向が強かった地方公共団体の債務構成を是正しようとする政府方針(昨秋決定)に基づくものである(38年10月号要録参照)
- (3) 以上の結果、経常収支、資本収支を加えた総合収支戻では、791百万ポンドの赤字となった(前年度当初予算赤字687百万ポンド、実績同478百万ポンド)。
- (4) 本年度予算案に示された、主要な具体的措置は次のとおりであって、とくに増税(間接税103百万ポンドと貯蓄奨励を特色としている。

①タバコ、アルコール飲料に対する課税引上げ(約10%)を中心に間接税を増徴する。脱税防止のため強力な措置をとる。②貯蓄奨励のため、国民貯蓄証書(National Saving Certificate)保有に対する制限を現行300ポンドから600ポンドへ、割増金付債券(Premium Bond)の保有制限を800ポンドから1,000ポンドに引き上げる。また、現行の国防債券(Defence Bond)に代えて新規に開発債券(National Development Bond)期間5年、利率年5%、満期償還時に2%の割増金付き)を発行する。③産業の競争力強化のため原料、燃料用重油および軽油に対する減税、鉄鋼業向けコークス用石炭価格の引下げを行なう。

英国の1964年度予算

(単位・百万ポンド)

	1964年度 予 算	前 年 度 実 績	前 年 度 予 算
経 常 歳 入	7,455	6,890	6,839
経 常 歳 出	7,388	6,817	6,929
うち 国 防 費	1,999	1,789	1,838
民 政 費	4,550	4,211	4,301
国 債 費	839	817	790
経 常 収 支	+ 67	+ 73	- 90
資 本 純 支 出	+ 858	- 551	- 597
総 合 収 支	- 791	- 478	- 687

◇英国の1963年国際収支

英国大蔵省発表による1963年中の国際収支は概要次のとおりである。

- (1) 1963年経常勘定収支は121百万ポンドの黒字と前年(102百万ポンド黒字、1961年は10百万ポンド赤字)に引き続き好調であった。これは貿易収支が上期中輸出増加を主因にとくに好調(35百万ポンド黒字)で、下期の輸入著増に基づく赤字(79百万ポンド)をかなりの程度補い、また貿易外収支も利子負担の軽減、送還収益の増加から好調であったためである。
- (2) 他方、長期資本収支は147百万ポンドの赤字となった(前年89百万ポンド赤字)。政府投資支出(純額)は105百万ポンドで前年並みであったが、民間投資は前年と一変して42百万ポンドの流出超に転じた。
- (3) この結果、経常収支および長期資本収支の合計では、1963年中26百万ポンドの赤字となり、前年、前々年に比べ若干悪化した。また、ポンド短期債務は152百万ポンドの増加となった(62年は398百万ポンド減少、IMF借入返済が主因)。これは、非スターリング地域に対するポンド短期債務は、ブリュッセル交渉

挫折時の英国からの短資流出(バーゼル援助は89百万ポンドで6月中に決済済み)などに伴い年間34百万ポンド減少したが、スターリング地域に対するポンド短期債務が、同地域の1次産品輸出の好調を映じて165百万ポンドの著増を示したためである(ほかに国際機関保有分21百万ポンド増加)。なお、調整項目(誤差脱漏)は経常収支およびポンド短期債務の記録外取引を含むが、昨年中129百万ポンドと大幅赤字を示したことが注目される。以上の結果、英国の金外貨準備は年間53百万ポンドの減少となった。

英国国際収支の推移

(単位・百万ポンド)

	1961年	1962年	1963年
経常収支	- 10	+ 102	+ 121
貿易収支	- 130	- 68	- 44
貿易外収支	+ 120	+ 170	+ 165
長期資本収支	+ 44	- 89	- 147
(1) 計	+ 34	+ 13	- 26
調整項目	- 14	+ 86	- 129
雑資本移動	- 61	+ 116	- 50
ポンド短期債務	+ 72	- 398	+ 152
(2) 計	- 3	- 196	- 27
(1)+(2)金外貨準備	+ 31	- 183	- 53

(注)旧EPU債務および非交換可能通貨保有の増減を含む。

◇英国、投資ドルに関する為替管理の改正

英国大蔵省は、4月6日投資ドルに関する為替管理を次のとおり改正した。

(1) 居住者によるスターリング地域外に対する直接投資の売却または清算代り外貨を投資ドルとして使用することを認める。従来、直接投資の売却または清算代り外貨は再投資に向けてることを許されず、対外準備に集中されていたが、改正の結果投資ドルとしてプールされることとなり、投資ドル供給源が増加することとなる(従来投資ドル供給源は外国証券売却代り金)。

(2) 従来不動産投資ドル制度(Property Dollar、スターリング地域外での家屋、土地の購入に必要な資金調達源で、その売却代り金より成る)を投資ドル制度に統合し一本化する(不動産投資ドル制度は廃止)。この結果、投資ドルの用途には従来外国証券投資および直接投資のほか不動産投資が含まれることとなる。

以上のように、今回の改正は62年5月の投資ドルの一本化(Hard Dollar と Soft Dollar の統合)に続く簡素

化措置であり、将来この種規制の撤廃を行なう場合の布石とみられる。

◇Westminster Bank(英国)など8行、スペインにおける新工業銀行の設立に参加

スペインの Banco de Vizcaya(同国5大銀行の一つ)が中心となり、このほどスペインに新たに Banco de Financiacion Industrial(工業銀行)を設立したが、その設立にあたり、下記のとおり Westminster Bank(ほか、英、米、西ドイツ、フランス、オランダの金融機関7行)が資本参加した。新銀行はスペインの工業開発4年計画に必要な融資を行なうことを目的とし、資本金は600百万ペセタ(350万ポンド)で、うち約2分の1を Banco de Vizcaya が、あと残りを下記8行が約20万ポンドずつ出資することとなっている。これは昨年末以来盛行しつつある市中金融機関段階における国際的協調の動きの一環とみられ注目されている。

(参加銀行名)

Banco de Vizcaya(スペイン)、Westminster Bank(英)、Philip Hill(英)、First National City Bank of New York(米)、Credit Lyonnais(仏)、Dresdner Bank(西ドイツ)、Dutch Nederlandsche Handels Maatschappij(蘭)、Cie Financiere de Suez(仏)、Banque Parisienne pour L'Industrie(仏)

◇西ドイツ、公債発行金利の引上げ

本年第2回連邦債(3億マルク)は、このほど引受団の会合において、表面金利6%、期間15年の条件をもって5月20日以降発行されることと決定された(発行価格未定)。

これにより、長期金利引下げ方針の下に、本年2月以降5.5%に引き下げられた政府関係債(連邦鉄道債、連邦郵政債)表面金利は、再び1959年来の水準(6%)に復することとなった。ただ、債券売出しに当たっては、国外向けを26日以降とし、国内売出し優先措置が引き続き講ぜられている。

◇西ドイツ、ブンデスバンク対外負債残高を公表

西ドイツへの外資流入が問題となっているおりから、このほどブンデスバンクは初めて西ドイツの対外負債残高の明細を発表して注目されている。

それによると、1953年のロンドン債務協定(Londoner Schuldenabkommen 第2次大戦前債務の清算協定)による負債(締結当時16.8億ドル、1963年末5.5億ドル)を除く、西ドイツ対外負債は1963年末で35.6億ドルとなっ

ている。このうち、今回政府が決定した資本利子税(25%)の課税対象となる非居住者保有にかかる国内確定利付証券残高は15.3億ドルと負債総額の4割以上を占めている(うち、公債投資は7.2億ドル)。

西ドイツ対外負債残高(1963年末)

(単位・億ドル)

I 長期負債	24.2
1. 確定利付証券投資(1954. 7. 1以降)	15.3
うち 公債(1958. 7. 1以降分)	7.2
2. 直接貸付(1952以降分)	8.7
3. 米国EXIM借款	0.2
II 短期負債(資産控除後の純額)	11.4
1. 金融機関分	7.0
2. その他分	4.4
III 合計	35.6

◇西ドイツ、資本市場育成の動き

かねて資本市場の育成発展が望まれてきた西ドイツでは、最近新たに下記のごとき動きが出てきており、資本市場育成のいっそうの進展に資するものとして注目される。

(1) 貯蓄債券の導入

商工業協同組合(Volksbankgenossenschaft)は、4月15日以降貯蓄債券(Sparbrief)を発行することを決めた。これは、直接には国内景況の活発化に伴う商工業者の中期資金需要の台頭に対処してとられた措置であるが、同時に、現在復興金融庫(Kreditanstalt für Wiederaufbau)など特殊金融機関のみが発行している中期金融債(Kassenobligation)と並び、中期資本市場の育成に資する効果もあると思われる。

同貯蓄債券は額面1,000、5,000、10,000各マルクとし、期間はいずれも5年で、割引発行形式とする。利回りについては、目下のところ、5%前後と予想される(たとえば、1,000マルクについては、発行価格785マルク)。なお、非居住者が同債券に投資した場合の収益については、政府が最近決定した資本利子税(前月号要録参照)の対象とはならない。

一方、貯蓄銀行などの期間5年以上の貯蓄性預金の金利は現在5%前後であるところから、上記貯蓄債券の発行により、従来貯蓄性預金に向けられていた資金が今後相当程度同債券投資に流れることも予想されており、このため、貯蓄銀行筋などでは貯蓄性預金金利の引上げを実施せざるを得ないとする向きもある。

(2) ドイツチェ・バンク、アプス頭取転換社債起債の

積極化を提唱。

さる4月中旬発表されたドイツチェ・バンク業務年報(1963年度)において、同行アプス頭取は、今後の企業資金調達ならびに家計貯蓄の手段として、転換社債(Wandelanleihe)をいっそう活用すべき旨を力説した。その所論の骨子は、①転換社債は確定利付であるうえ償還も確実であり、同時に株価上昇時には商機をとらえて株式に転換できるなどの諸点で、一般の貯蓄者にとり魅力がある、②企業にとっては社債転換に伴って調達資金を返済不要の自己資金に転化できるという利点がある、③現在欧州諸国とくに西ドイツで転換社債が概して不振であるのは、主としてその株式転換価格が高い(社債発行時株価の10~15%高)ことによる、④したがって、この点につき株式転換価格の引下げをはじめ、いっそう消化を促進するための措置をとれば、上記①、②の利点をもつ転換社債の盛行は十分期待できるし、またそれが望ましい、という点にある。

こうしたアプス頭取の所論は、前記貯蓄債券の導入と並び、西ドイツ資本市場の育成に対する市場当事者の関心の深さを示すものとして、内外で注目されている。

◇イタリアの1963年度国民所得

3月26日イタリア予算相の発表した1963年度一般経済報告(Relazione Generale sulla situazione economica del Paese)によれば、1963年の国民総生産の実質増加率は4.8%と62年の6.1%を大幅に下回ったが、これはブームが本格化した59年以前10年間間の平均成長率(5.5%)をも下回るものである。

同報告で指摘されたおもな特色は次のとおり。

- (1) 名目成長率は(13.4%)と前年(12.2%)を上回り、実質成長率との隔差がさらに拡大したこと。
- (2) 商品およびサービス輸出の実質増加率が6%(前年11.6%)にとどまったのに対し、同輸入は21%増(前年15%増)に達したこと。
- (3) 消費著増(実質増加率は8.6%)の反面、投資の増加率は4%と低水準にとどまり、成長支持要因にかなり顕著な変化がうかがわれたこと(1959~62年間平均増加率投資12.3%、消費6.6%)。

上記から明らかなように、昨年における成長鈍化の主因は輸入の著伸にあるが、これはいうまでもなくスライディング・スケール・システムによる賃金の大幅上昇(1963年中勤労所得は名目で21.6%増、総所得の62.4%、前年増加率は12.9%)の結果、消費意欲が急速に高まったことに基づく。上期報告でも「組織的な所得政策を通じて、個人所得の上昇をなだらかにすることが、均衡成長

(第1表) 1963年のイタリアの国民総生産

(単位・10億リラ)

	1962年	1963年	対前年比上昇率 (%・実質)	
			1962年	1963年
総消費	17,659	20,768	6.4	8.6
民間	15,006	17,543	6.6	9.2
政府	2,653	3,225	5.3	5.2
総投資	6,146	6,772	7.7	4.0
固定資本形成	5,846	6,537	8.9	5.5
在庫増減	300	235	—	—
輸出(商品およびサービス)	4,314	4,800	11.6	6.4
総可処分所得	28,119	32,340	7.5	7.3
輸入(商品およびサービス)	4,356	5,410	15.2	20.7
国民総生産	23,754	26,930	6.1	4.8

(第2表) 最近における勤労所得の推移

(指数・1956年=100)

	民間部門				政府部門	総合
	総合	農・林・漁業	工業	サービス業		
1960年	135.6	111.4	136.7	140.8	136.7	135.9
61	149.9	117.2	152.4	154.6	148.9	149.7
62	177.3	133.1	183.8	178.0	172.0	176.1
63	215.4	154.8	227.2	211.1	209.8	214.1

を達成する上での第一義的な条件である」と結んでいる。

◇イタリアの「銀行リスク・センター」設立

このほどイタリアでは、各金融機関からの同一企業に対する融資が過度に累積することを防止し、信用秩序の維持と資金の適正配分をはかるため、イタリア銀行内に「銀行リスク・センター(Centrale dei rischi)」を設けることとなった。もっとも、取引の秘密性保持の観点から金融機関の間にはかなりの批判もあり、実際に発足する時期は明らかでないが、その運営は下記により行なわれる模様。

(1) 金融機関は、融資残高が250百万リラ(注)をこえる貸出先につき、その残高を企業別に毎月上記センターに報告する。

(注) この限度額は、将来50百万リラに引き下げられる予定といわれる。

(2) センターは、上記報告を集計し、企業別、産業別、地域別の信用状況を総合的に把握する。

(3) センターは、銀行からの要請に応じ、個々の企業の受信総額を通知する(ただし、銀行別融資残高は通知しない)。

なお同国では、従来から金融機関に対し別途大口信用規制(同一取引先に対し自己資本の5分の1をこえる融資を行なおうとする銀行は、イタリア銀行の事前許可を要する)が行なわれているが、これは個別金融機関の融資が同一企業にかたよることを防止しようとするものであって、今回の措置のように、企業サイドにおける受信状況を監視するものではない。企業別に融資残高を把握し、これを金融機関に通報するというこの種の扱いは、すでに西ドイツ、フランスなどでも行なわれている。

◇イタリアの生計費指数の改訂

このほどイタリア中央統計局(ISTAT)は、生計費指数を次のごとく改訂した。

(1) 指数の基準年次を、従来の1938年から61年(注)に変更。

(注) 生活水準は、1961年に最も安定した水準に選したとみられている。

(2) 家庭電気器具、自動車などを新たに加え、食料品のウエイトを55%に引下げ(旧指数でのウエイトは73%)。

(3) 生計費調査の対象を世帯主が賃金生活者(operai)もしくは俸給生活者(impiegato)である世帯に限り、農業世帯および事業主世帯を除外。

今回の指数改訂が行なわれたのは、最近の消費構造の著しい変化からみて、従来の指数は農産物価格の変動が過度に反映するきらいがあったので、耐久消費財および衣料などの価格変動を重視した方がより実情に即していると考えられたためである。なおスライディング・スケール・システム(生計費の上昇割合に応じて賃金を自動的に引き上げる制度)による賃金決定は、当分旧指数に基づいて算定される。

◇スイス、金融関係景気抑制法の実施

金融関係景気抑制法(Massnahmen auf dem Gebietes des Geld-und Kapitalmarktes and Kreditwesens)(2月号「転換期に立つスイス金融政策」参照)は、さる2月下旬国会を通過したが、正式発動は今後1年以内に実施される国民投票の結果を待たなければならないので、スイス国民銀行は、同法の執行機関として(同法第2条の定めるところによる)、このほど(3月23日)対象金融機関に対し、同法の実施細目(非居住者預金付利禁止、非居住者要求払預金受入れ禁止、流入外資の国民銀行凍結など)を通告、その遵守方を要望した。

これに対し、金融機関側は、同法を厳格に遵守するこ

と自体、結局はこうした法的金融統制の必要をなくするゆえんであるとの見地から、国民銀行の意向に積極的に協力する旨を表明した。

このような経緯により、前記金融関係景気抑制法は、国民投票をまたず、実質的に発効する運びとなった。

◇オーストリア経済安定計画の提案

オーストリア経済は、1961年以降とくに外国資本の大幅流入から対外準備が著増(1961年1.3億ドル、62年2.3億ドル、63年1.6億ドル)、国内流動性過剰化の懸念が強まってきた。すなわち、62年後半かなりの落ち着きをみせていた国内物価は昨春以降再びかなり上昇(本年1月生計費は前年同期比4.5%、卸売物価は同9.0%のそれぞれ上昇)、官民各方面で経済安定策の採用を望む空気が強まってきている。

かかる情勢下、労使双方の代表者からなる賃金物価委員会(Paritätische Preis/Lohn Kommission、民間自主団体)は、骨子下記のごとき経済安定計画案を発表した。これは、現下の国内物価の高進傾向をその初動において抑制し、近隣EEC諸国からのインフレ波及を予防するための具体策を明示したものととして多大の注目を集めている。なお、本安定計画の起案に当たっては、オーストリア中央銀行も参与していると伝えられており、近く本提案の線に沿った政府の施策が実施されることはほぼ確実とみられる。

- (1) 残存輸入割当制度の即時撤廃および関税の一時的引下げにより輸入増加をはかり、物資供給を拡大すること。
- (2) 公私企業従業員の賃金所得につきなんらかの規制措置をとること。
- (3) 消費財につき現在かなりの乱売がみられるが、これは、生計費引下げの効果はあるが、反面では真の物価動向を把握しにくくするほか、過当競争など必ずしも好ましくない面もあるので、消費財の真正な価格公示を促進すること。
- (4) 現在の対外準備累積は国内に過剰流動性をもたらし要因となっており、当面はとくに資本財部門中心に一応落ち着いている国内需要を今後過度に刺戟することも考えられるので、中央銀行当局としては、通貨価値安定のための信用規制(市中貸出増加規制等)の手段を整備しておくこと(なお、上記国民銀行政策手段の整備と並行して、政府の予算政策も健全化をはかること)。
- (5) 対外収支均衡策として、上記(1)の貿易面での措置のほか、金融面から資本収支均衡をはかること(たと

えば、特別スワップ操作、政府の外国債制限、金利の対外割高是正など)。

なお、上記(4)の市中貸出規制など中央銀行政策手段の整備については、すでに貸出規制協定(Kreditabkommen)の改訂が行われており、早くも上記提案は実現への一步を踏み出したとみる向きが多い。

(注) 同協定は市中金融機関と大蔵省が中央銀行の同意を得て締結した(1957年4月以降実施その後数度改訂)もので、今回の改訂の要点は次のとおり。

- (1) 残高規制(貸出の最高限度を自己資本の75%と預金の72%の合計額とする)と増加額規制(1962年7月31日以降預金増加分の40%以内)との二本建てを改めて、残高規制一本とする。
- (2) 同時に、信用抑制をねらい、残高規制比率を引き下げる(商業銀行の場合對自己資本比率従来どおり、75%対預金比率72%→70%)。
- (3) 対外預金債務につき、1964年1月1日以降預入分は、上記残高規制の預金比率算定上預金に算入しない。
- (4) 以上は1963年9月1日にきかのぼって実施。

◇オーストリア、輸出金融債の発行

オーストリア大蔵省は、このほど金融機関に対し、輸出金融債の発行を許可する旨通告した。この輸出金融債は、後進国向けの資本財輸出金融のための資金調達を目的とするものであり、政府は今後こうした方策により対後進国輸出がいつそう伸長するものと期待している。

最初の起債は、Österreichische Kontrollbank により行なわれる予定で(起債額250百万シリング=9.5百万ドル)、第1回売出しは、総額150百万シリング、発行価格99%、金利6%の条件となる模様。

◇スウェーデン中央銀行貸出に対する懲罰レート適用範囲の拡大

スウェーデン中央銀行は、対市中貸出抑制のため、本年2月27日以降市中銀行の中央銀行に対する借入額が自己資本の50%以上に達した場合、その超過分に対し公定歩合(4.5%)の2倍に上る9%の懲罰レートを適用しているが(前月号要録参照)、4月16日以降上記懲罰レートの適用範囲を拡大し、自己資本の25%を超える借入額に対して適用することとした。

今回の措置は最近の個人消費需要増加を中心とする景気過熱化に対処して行なわれたものであるが、今後景気の推移いかんによっては公定歩合の再引上げ(本年1月末0.5%引上げ)も十分ありうるものとみられている。

アジアおよび大洋州諸国

◇東南アジア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国が最近、先進国および国際機関から受け入れたおもな経済援助は次表のとおりである。

最近の援助受入れ動向

被援助国	援助国	援助した国際機関	調印日付	金額	返済期限	金利(年)	資金用途
インド	カナダ		12/5	8百万カナダドル	15.5年(3年据置き)	6%	カナダから車両輸入
〃	〃	〃	〃	8 〃	20年(4年据置き)	6%	カナダから発電設備輸入
〃	米国		12/8	80百万ドル	40年	...	原子力発電所建設
〃	米国	(EXIM)	12/9	2.1 〃	米国からアセテート設備輸入
〃	〃		12/23	3.1 〃	米国からプラスチック設備輸入
〃	I F C		1/6	2.3 〃	10年(4年据置き)	...	特殊鋼工場建設
〃	米国	(AID)	2/24	225 〃	50年(10年据置き)	2%	米国から機械輸入
〃	英国		3/17	12.5百万ポンド	英国から 〃
パキスタン	米国	(AID)	12/9	6.5百万ドル	40年(10年据置き)	0.75%	米国から 〃
〃	ユーゴスラビア		2/1	15 〃	船舶建造
〃	米国	(AID)	2/9	21.6 〃	40年	0.75%	米国から機械輸入
〃	英国		2/25	6.2百万ポンド	25年(7年据置き)	...	英国から船舶、車両輸入
〃	西ドイツ		3/10	117.5百万マルク	20~25年(5~7年据置き)	3~5.5%	鉄道、通信設備建設
〃	米国		3/12	15百万ドル	(贈与)	与	工場建設
〃	I D A		3/25	13 〃	50年(10年据置き)	0.75%	農工業教育施設の拡充
タイ	米国	(EXIM)	11/6	19 〃	15年(5年据置き)	...	道路建設
マレーシア	西ドイツ		12/11	20百万マルク	20年	...	バターワース港建設
南ベトナム	〃		12/4	15 〃	12年	3%	西ドイツ製機械輸入
〃	米国	(AID)	12/13	6.4百万ドル	(贈与)	与	農業施設の改善
韓国	米国	(AID)	1/17	15 〃	(〃)	(〃)	国際収支赤字補てん

ポンド(1米ドル=2.19レバノン・ポンド)で、金外貨準備率は90.3%となっている。

◇豪州、商業銀行の定期預金金利引上げ

豪州準備銀行は、4月8日、商業銀行の定期預金金利を次のとおり引き上げた。

(1) 3か月~12か月未満 3.75% (従来、3.25%)

(2) 12か月~15か月まで 4.0% (従来、3.5%)

(3) 新たに、30日~3か月未満の定期預金(ただし預金額は5万ポンド以上に限る)を創設し、最高3.75%までの付利を認める。

今回の措置は、国際収支の好調を背景とする景気の大幅上昇傾向に対処し、国内購買力の吸収をはかるためとられたものである。

なお、商業銀行の貸出金利、ならびに貯蓄銀行の預金金利についても現在その引上げが検討されている模様である。

◇ニュージーランド、十進法新通貨名の決定

ニュージーランド政府は、さきに現行十二進法幣制(1ポンド=20シリング=240ペンス、I N Zポンド=2.78米ドル)を1967年7月11日から十進法に切り替える方針を決定していたが、3月11日、新通貨の名称を

「ドル」とする旨を発表した。

新通貨1ドルは現行の10シリング相当(1.39米ドル)とし、その百分の1を1セントとすることとなっている。

なお、豪州でも、1966年2月から、幣制を十進法に切り替えることになっているが(38年6月号「国別動向」参照)、新通貨の名称については、当初予定した「ロイヤル」が、旧時代的な呼称であるとして一般に不評であったため、最近その名称を「ドル」(1ドル=1.12米ドル)とすることに変更しており、結局大洋州の通貨名は将来いずれもドルと称されることとなった。

◇レバノン中央銀行の設立

レバノン政府は、4月1日、「通貨および金融法」(昨年8月公布)に基づき、中央銀行としてレバノン銀行(Banque du Liban)を新設し、初代総裁に前外相Philippe Takla氏を任命した。

同国には従来中央銀行がなく、フランス系の商業銀行であるシリアレバノン銀行が通貨発行権ならびに国庫代理業務をゆだねられていたが、本年3月末をもってその委任協定が失効したため、これを機会に中央銀行が新たに設立されたものである。

なお、発足当初の銀行券発行高は515百万レバノン・